

和光市犯罪被害者等支援条例

令和7年4月1日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を図り、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する者若しくは団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、埼玉県、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行うものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷又は報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調又はプライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、当該犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(市民等及び事業者への理解促進)

第9条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び当該犯罪被害者等への支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、啓発活動等の必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成)

第10条 市は、相談対応、情報提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上に努めるものとする。

(施策の見直し等)

第11条 第4条の施策は、社会及び経済の情勢を踏まえて検討するものとし、新たな施策を定めるとき又は施策の見直しを行うときは、施策に関する知識経験を有する団体等に意見を聞くものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。